新型コロナウイルスの流行に伴う奨学金(2020年4月分)の取扱について ~【大学生等コース】第11期以前の派遣留学生への対応~

トビタテ!留学 JAPAN 事務局では、新型コロナウイルスの感染の拡大、そして、今後の更なる情勢の悪化の可能性を踏まえ、下記のとおり、奨学金支給要件を緩和する措置を講じます。詳細につきましては、当事務局より、各大学等に対して、明日、オンラインシステムにて発出いたします。各大学等のご担当者様におかれましては、速やかに内容をご確認いただきますとともに、派遣留学生へのご周知ついてご協力くださいますようお願い申し上げます。

記

1. 奨学金支給要件の緩和について

2020年3月11日に世界保健機構(WHO)より、パンデミックと形容されるという評価がなされ、3月22日にアメリカ合衆国においても、外務省「海外安全ホームページ」感染症危険情報レベルが「レベル2」に引き上げられました。また、引き続き、各国・地域においても、行動制限措置が講じられています。かかる事情に鑑み、現在、留学中の第11期生以前の派遣留学生の奨学金(2020年4月分)について、従来の活動日数15日間を満たさない場合であっても原則支給対象といたします。

- 2. 支給要件を緩和する場合 ※外務省「海外安全ホームページ」感染症危険情報レベルの程度は問いません。
- ① 当初計画から 2020 年 4 月分が支給対象であった場合
- ② 派遣留学生が帰国や他国への移動を希望しているが、滞在先国・地域での行動制限や移動のための航空券が高額で手配できない等により、やむを得ず一定期間現地に留まらなくてはならない場合

3. 注意事項

- ・ 当該手続きにより奨学金を支給した場合でも、当初の支給金額から増額はできません。
- ・ 変更申請により留学計画を再考される場合(特に留学を延長する場合)は、支給月数に 十分ご注意ください。